法改正にみる親会社取締役の子会社監督責任と企業集団内部統制

Supervisory Responsibilities of a Subsidiary Taken by a Director of a Parent Company and Internal Controls of Corporate Groups in Law Revisions

河 合 正 二 Shoji Kawai

1. はじめに

「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)」 および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法 律の整備等に関する法律(平成26年法律第91号)」が、第 186回国会において成立し、平成26年6月27日に公布され た(以下、「平成26年会社法改正」という)。

この会社法見直しの大きな柱の一つであったものが「親子会社に関する規律」(注1)である。そしてこの分野に関しては、法制審議会(法務大臣の諮問機関)の会社法制部会(以下、「部会」という)において活発な議論がなされたが、最終的な改正内容としては、「多重代表訴訟制度」の限定的な導入(注2)と、従来会社法施行規則に定められていた「企業集団における内部統制システム整備義務」が会社法本体に明文化されたことである(注3)。

その一方において、検討はなされたが改正が見送られた 項目もある。それが親会社取締役による子会社取締役に対 する「監督義務」の明文化である。詳細は後述するが、部 会においては、親会社取締役に子会社監督義務があること に関し、何らかの規定を置くべきであるとの指摘がなさ れ(注4), それに基づいて様々な審議がなされた結果、親会 社取締役の子会社監督義務および当該義務違反に伴って親 会社取締役が負うことになる責任(以下,「親会社取締役 の監督責任」という)の明文化は見送られることとなった。 そして審議の途中段階において, 内部統制システムの中に 企業集団における内部統制システムが含まれることを会社 法本体において明らかにすべきとする改正項目が採りあげ られた(注5)。すなわち、企業集団における内部統制システ ム整備の規定が、会社法施行規則から会社法本体に「格上 げ」するという提案がなされ、それが実現することとなっ た(注6)。

本稿においては、平成26年会社法改正の経緯を改めて確認し、それを踏まえながら、「親会社取締役の子会社監督責任」の法的性質について検討を試みるものである。また、当該責任と関連して論じられることの多い「企業集団における内部統制システム」(各章のタイトルにおいては

「企業集団内部統制」と記す)が、会社法本体に明文化されたこと、および同施行規則改正案において整備すべき具体的項目が例示されたことの法的意味についても、併せて検討していきたい。

具体的には、まず、「親子会社の規律」に関する平成26年会社法改正の経緯を概観し(第2章)、親会社取締役の子会社監督責任と企業集団における内部統制システム整備義務に関して、同改正の経緯から導き出されたことを確認する(第3章)。次に、親会社取締役の子会社監督責任の法的性質の内容(第4章)と、企業集団における内部統制システムが会社法本体に明文化され、同施行規則改正案に具体的項目が例示されたことの法的意味(第5章)についてそれぞれ検討する。併せて、両者の関係・関連についても論じる(第6章)とともに、これに関連する今後の具体的検討項目についても概観していく(第7章)。

2. 親会社取締役の子会社監督責任と企業集団内 部統制に関する平成26年会社法改正の経緯

ここでは、親会社取締役の子会社監督責任と企業集団における内部統制システムに関する部会における審議内容について、時系列に落とし込みながら改めて確認していきたい。

(1) 親会社取締役の子会社監督責任の明文化に関する審議の経緯

まず、親会社取締役が子会社監督責任を負う旨を明文化すべきであるとの提案は、「会社法制の見直しに関する中間試案(第1次案)」(部会第15回会議)において初めて登場した。そして当該提案は、親会社株主保護の観点から、「多重代表訴訟制度」を導入しない場合の代替案としてなされている。具体的には、「取締役会は、その職務として、株式会社の子会社の取締役の職務の執行の監督を行う旨の明文の規定を設けるものとする」というものである(註7)。

この親会社取締役が子会社監督責任を負う旨を明文化すべきであるという提案が、なぜ多重代表訴訟制度が導入さ

れない場合の代替案としてなされたかというと、それは以下の理由による。多重代表訴訟制度の創設に消極的な意見の理由の一つとして、子会社の取締役の任務懈怠により子会社に損害が生じた場合には、子会社の管理・監督に関する親会社取締役の責任を問えば足りるということがあげられていた。ところがこれに対しては、親会社の取締役が一般的に子会社を管理・監督する責任を負っているかどうかは、現行法上、必ずしも明確でないとの指摘がなされていた。このような指摘を受けて、親会社の取締役会がその子会社の業務を監督しなければならない旨の明文の規定を設けることが検討されたのである(注8)。

ところがこのような規定を設けることに関しては、監督義務の範囲が不明確であり、グループ経営に対する萎縮効果を与えること等を理由に、強い反対意見が出されるに至った (注9)。また、明文化に伴って、親会社取締役の子会社監督責任・権限の範囲が過度に広範なものにならないようにしなければならないという観点も重視され (注10)、提案における当該規定の表現方法も会議が回を重ねるごとに、微妙に変化していった。

具体的には、まず部会第17回会議資料 (注11) においては、 取締役会は、株式会社の子会社について、当該株式会社 及びその子会社からなる企業集団における重要性、株式の 所有の態様その他の事情に応じて、その業務を監督しなけ ればならない旨の明文の規定を設けること」といったよう に、一律の監督義務を課すのではなく、親会社取締役会に 一定の裁量が認められることを明らかにした (注12)。

次に部会第20回会議資料 (注13) においては,「親会社による子会社の監督に関し、以下のような明文の規定を設けることについて、どのように考えるか」として、「①取締役会は、その職務として、株式会社の子会社の業務を監督するものとする。②①の監督は、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正の確保に必要な範囲内において、以下に掲げる事情に応じて、当該株式会社のために、これを行うものとする。

ア. 当該企業集団における①の重要性

イ. 当該株式会社による①の子会社の株式の所有の目的及 び熊様

ウ. その他の事情

と変更された。この規定は、親会社が子会社に対する監督権限に藉口して、子会社の経営に必要以上に干渉することへの懸念が示されていたことや、親会社の利益の有無にかかわらず、親会社が子会社を監督しなければならないとまではすべきではないといった指摘を考慮して、親会社の取締役会は、企業集団における子会社の位置づけ等に応じた一定の裁量を有しながら、当該親会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正の確保に必要な範囲内で、当該

親会社のために子会社の業務を監督するということを示したものである (注14)。

続いて、部会第22回会議資料 (注15) においては、B案として、以下の文言の規定が提示された。

「①取締役会は、その職務として、『株式会社及びその子会 社から成る企業集団の業務の適正の確保』を行うものとする。 ②①の職務は、次に掲げる事情その他の事情に応じて、これを行うものとする。

ア. ①の企業集団における各子会社の重要性

イ. 当該株式会社によるその子会社の株式の所有の目的及び態様

ここでは、「監督」という言葉が外されるにいたっている。「監督」という言葉自体が多義的であり、その外縁が不明確であることから、親会社取締役が現行法上担っていると解される職務の範囲を超えて、子会社を監督する職務を担うことになるおそれがあるといった意見に配慮したものである(注16)。

ところが、この「業務の適正の確保を行う」という文言についても、親会社取締役の職務の範囲が明確ではないとの指摘がなされた $^{(\pm 17)}$ といったこともあって、部会における最終的な結論としては、親会社取締役の子会社監督責任の明文化は見送られ、多重代表訴訟制度の創設が採用されることとなった $^{(\pm 18)}$ 。

(2) 「企業集団における内部統制システム整備」の規定が 会社法本体に明文化された経緯

当該項目は、部会第20回会議においてはじめて採りあげられたものである。

具体的には、前述の親会社取締役の子会社監督責任の明文化の提案がなされた際に、「本文のような明文の規定を設けることと併せて、あるいはこれとは別に、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の内容に、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制が含まれることを、会社法上明らかにすることも考えられます。」(注19) という形で提案された。

このような提案がなされた背景としては、「親子会社間のガバナンス、業務の適正の確保ということの重要性が指摘されているなかで、そのような重要なことであれば、規則ではなく、法律で書くことが本来の筋である」と説明されている (注20)。すなわち、グループ経営が進展し、特に持株会社形態が普及していることから、親会社およびその株主にとっては、その子会社の経営の効率性および適法性がきわめて重要なものとなっている。このような現状に鑑みれば、企業集団における業務の適正の確保のための体制の整備については、法務省令ではなく、法律である会社法において

規定することが適切であると考えられたものである^(注21)。

このように企業集団における内部統制システム整備の規 定が会社法本体に格上げされたことに伴って、会社法施行 規則においても改正案が公表されたが、この具体的内容に 関しては、第5章において触れることとする。

3. 改正の経緯から確認できること

第2章で述べた通り、親会社株主保護の観点に基づく「親子会社の規律」に関する平成26年会社法改正においては、親会社取締役の子会社監督責任の明文化は見送られ、多重代表訴訟制度が創設されることとなった。また、内部統制システムの中に企業集団における内部統制システムが含まれることが、会社法本体において明文化された。当該改正の経緯から、以下の3つのことが確認できる。

まず、親会社取締役の子会社監督責任に関する規定の明文化が、部会において様々な議論がなされたにもかかわらず、最終的には見送られたということは、親会社取締役に、子会社に対する新たな監督責任が設けられることにはならなかったということである。新たな監督責任を設けるためには、やはり明文の規定が必要となると考えられるからである。

次に、親会社取締役の子会社監督責任の明文化を議論するにあたって、現行法においても、解釈上、親会社取締役に子会社監督責任が存在するということに関して、それを否定する意見は、部会の議事録を詳細に読み込んだ限りにおいては特段述べられていないということである(注22)。

親会社取締役の子会社監督責任の明文化に反対する意見 の理由としては、監督義務の範囲が不明確であることとも相 俟って、監督義務が拡大して解釈されるおそれがある。とい うことに集約される。ところがこのことは、現行会社法上に おいても、親会社取締役は一定程度、子会社監督責任を負 っているということを前提にしているものと考えられる。実 際、部会において明文化に反対する経済界を代表する委員 からも、「親会社の取締役は、善管注意義務の範囲内で、子 会社株式を含む親会社資産の管理を行っているのは当然だ と思います。」(注23),「現行法上も、親会社の取締役会は、適 切な内部統制システムの構築等を通じて、子会社の管理義 務を負っていることは間違いありません。前回の議論の中で も、この規定は、そうした現行法上の義務を明文化する、そ れだけという指摘があったことも理解しております」(注24)と いったように、現行法上親会社取締役が子会社を監督する 責任を親会社に対して負っていることを肯定する発言がなさ れている(注25)。

このように、現行の会社法においても、親会社取締役は、当該親会社に対して負う善管注意義務の内容として、

その子会社の業務を監督する責任・義務を負っているという見解が支配的であると評価できる (注26)。

3つめの確認事項としては、企業集団における内部統制システムについての規定が会社法本体に明文化されたことについては、これはあくまで明確化の観点からなされたものであり、現行法上の規律および解釈の変更を意図するものではない、と述べられていることである(注27)。

4. 親会社取締役の子会社監督責任の法的性質

前述の通り、平成26年会社法改正においては、親会社取締役の子会社監督責任の明文化が見送られた以上、当該責任の範囲が新たに拡大するわけではないと考えられる。ところがその一方において、親会社取締役は、現行の会社法上においても、当該親会社に対して負う善管注意義務の内容として、その子会社の業務を監督する義務と責任を負っていると考えられている。そこで本章においては、親会社取締役が従来から負っているとされている子会社の業務を監督する義務と責任とはどのようなものなのか、すなわち、子会社監督責任の法的性質について検討していく。

この点に関し、本稿においては親会社取締役の子会社に 対する権限の視点から考察していきたい。なぜなら義務と 責任が認められるためには、それに対応した権限が認めら れなければならないからである。

まず、現行会社法においても平成26年会社法改正においても、親会社取締役に子会社に対する指揮権およびそれにもとづく具体的指図権というものは認められていない。そうなると、親会社取締役に子会社に対して認められている権限とは何か。それは親会社が子会社に対して有する株主としての監督是正権であると考えられる。

親会社は、筆頭株主として、支配株主として、また子会社の株式の保有者として、子会社に対して財産的権利を有している。具体的には、株主権の行使である。この株主権のなかに監督是正権が含まれている。したがって親会社は、株主として、子会社取締役等に対する違法行為差止請求権や各種無効の訴え提起権、あるいは帳簿閲覧権等の各種調査権を有する。そして、この監督是正権を実際に行使する主体は親会社取締役である。すなわち、親会社取締役は、親会社が子会社の株主としての監督是正権を有するという意味において、子会社に対して監督権を有することになる。

そして親会社取締役は、一定の裁量権の下、この監督是 正権という株主としての権限を行使することがその職務と なる。その限りにおいて、監督是正権をその内容とする子 会社監督権の行使は、親会社取締役の当該親会社に対する 善管注意義務の具体的履行となる。 すなわち、親会社取締役は、監督是正権を行使する実質 的主体として、必要な場合においてはその監督是正権を行 使することが、子会社に対する監督責任を果たすというこ とであり、それが当該親会社に対する善管注意義務の履践 ということになる。

したがって、監督是正権を行使しなければならないような場面、すなわち子会社取締役によって不正・違法な行為がなされている、あるいはそのおそれがあり、それによって子会社に、ひいては自社(親会社)にとって回復すべからざる損害が発生するおそれがあるにもかかわらず、それを行使しない、具体的には、子会社取締役に対して改善のための指示や命令をださないといった場合には、親会社取締役として当該親会社に対して、善管注意義務違反を問われるケースもでてくるであろう(註28)。

ところが、監督是正権とは、日常的に行使できるものではないはずである。すなわち、それを行使する必要がある場合に、厳格な要件のもとで認められるにすぎない。したがって、この監督是正権を有しているからといって、親会社取締役に、子会社に対する一般的な調査権や、それに対応する子会社監督責任が認められるということにはならないであろう (iż29)。

このように、親会社取締役の子会社監督責任の法的性質とは、監督是正権を行使しなければならない場面において、それを適切に行使しなければならないことであると考えた場合、親会社取締役が子会社監督責任を果たさなかったということで、当該親会社に対して善管注意義務違反を問われるケースは極めて限定されるのではないか、そのことは、持株会社形態が普及するなどしてグループ経営が進展している現行会社法の下においても、解釈論として、親会社取締役は、子会社管理に関する義務と責任を負っているという評価と矛盾するのではないか、という疑問がでてくる。この点に関しては、本稿では次のように考える。

たとえば、子会社において不正・違法行為がなされている、あるいはそのおそれがあり、それによって子会社に損害が発生し、ひいては自社(親会社)にとって回復すべからざる損害が発生するおそれがある場合、親会社取締役は、監督是正権の一つである違法行為差止請求権を行使すべく、その具体的なあらわれとして、子会社取締役に対してそれを是正するための指示・命令や、当該子会社取締役に対して責任追及を行う必要がある。ところが、親会社取締役が監督是正権を適切に行使するためには、その前提として、子会社で現在違法行為がなされている、あるいはそのおそれがあるということを把握できなければならない。その把握の方法としては、同じ監督是正権に属する帳簿閲覧権等の調査権を行使できるだけではなく、株主総会における質問、あるいはグループにおける内部統制システムの整

備等を行うことによってそれが可能となる。すなわち, 親 会社取締役が子会社における重大な違法行為等を把握する ための方法は、相当程度用意されているはずである。

したがって、子会社取締役の不祥事を知っていて放置した場合だけではなく、たとえ子会社取締役の不祥事を知らなかったとしても、それを知りうる立場にあった場合、監督是正権を行使しなければならない場面であるにもかかわらずそれを怠ったということになり、子会社に対する監督責任を果たさなかった、すなわち、当該親会社に対する善管注意義務違反を問われるという可能性はでてくると考えられる。

そして、親会社取締役の子会社監督責任の法的性質は監督是正権の適切な行使であるという本稿の考え方は、部会における審議内容とも一致している。具体的には、「今回の規定(親会社取締役の子会社監督責任)を設けた暁には、恐らく、株主の権利として行使できる範囲でやることをやるんだと理解するのだと思いますので・・・」(注30)、「実質としては、会社の資産である子会社の株式の価値を維持するために必要・適切な手段を講じることが親会社取締役の善管注意義務から要求される、そして株主である親会社として、取ることのできる手段を適切に用いて対処するというのも、当然その内容に含まれうるというのが出発点で、そのこと自体は余り異論がなく、そういう趣旨をいかに表すか・・・。」(注31)といった各委員の発言からもそれは明白である。

このように考えた場合、多くの学説が主張している通り、親会社取締役が子会社監督責任を負うケースは極めて限定されていると判示した、すなわち、親会社取締役は、子会社の不祥事に関し、「法令に違反した指図を行う」といったように積極的に関与した場合にのみ、子会社管理に関する責任を負うと判示した「野村証券事件」(註32) に関する東京地裁判決は、もはや採りえないということになってくるであろう(註33)。

5. 平成26年会社法改正における 「企業集団内部統制」改正の法的意味

(1) 会社法施行規則改正案100条1項5号等の具体的内容

前述の通り、部会においては、企業集団における内部統制システムの規定が会社法本体に格上げされたことに関しては、現行法上の規律および解釈の変更を意図するものではないと述べられている。

ただしこの点については、当該規定が省令から法律に格上げされたことによって、規範としての重要性が高まり、親会社取締役の善管注意義務や任務懈怠責任を巡る訴訟などにおいても、より重視されるのではないか、という考え

方も成り立ちうる。ところが省令というのは、そもそも法律の委任に基づいて、法律上の義務を具体化したものである。したがって、企業集団における内部統制システムを定めた、たとえば会社法施行規則100条1項5号の規定は、現行会社法362条4項6号を受けてのものであり、同条においてすでに親会社取締役は、企業集団における内部統制システム整備義務を善管注意義務の一つの内容として負っているということになる。

また、企業集団における内部統制システムに関する規定の会社法本体への格上げが採りあげられたのが、親会社取締役の子会社監督責任の明文化の議論と軌を一にしたことが、当該規定の規範としての重要性を高めると考えられるに至ったのではないか、との指摘もなされている(註34)。すなわち、親会社取締役の子会社監督責任の明文化の代わりに、企業集団における内部統制システムの規定が会社法本体に格上げされたという解釈がとられていることも考えられる。

ところが企業集団における内部統制システムの規定の会社法本体への格上げに関しては、前述の通り、部会の第20回会議において、親会社取締役の子会社監督責任に関する明文の規定を「設けることと併せて、あるいはこれとは別に」(注35)という形で提案されている。そしてその後の第22回会議においても、多重代表訴訟制度の創設というA案と、親会社取締役の子会社監督責任の明文化というB案の「いずれの案によることとする場合においても」、取締役会がその整備について決定しなければならない内部統制システムの中に、企業集団における内部統制システムが含まれることを会社法上明らかにする予定である、と述べられていた(注36)。

このことからも、企業集団における内部統制システムの会社法本体への格上げに関しては、親会社取締役の子会社監督責任の明文化の実現の可否とは無関係に行われていることがうかがわれる^(注37)。

そうなると、平成26年会社法改正による企業集団における内部統制システムに関する改正はどのような意味があるのであろうか。今までと何も変わりがないということになるのであろうか。

この点に関しては、本稿においては、現在進められている「会社法施行規則100条1項5号等」の改正案が極めて重要な意味を有していると考えている。

現行の同施行規則100条1項5号等においては、単に、「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」とされているものが、改正案においては、「(イ~ニまで・後述)に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため

の体制」とされ、当該イからニにおいて、子会社との関係 における当該株式会社(親会社)の内部統制システムに関 する事項が例示されている。

ここではまず、具体的に例示されたイ~ニの項目についてみてみたい。

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式 会社への報告に関する体制

この項目は、子会社取締役等の業務執行状況を適切に把握できるような体制を整備しなさいというものであると考えられる。

具体的には、グループ経営に関する「内部管理規定」等を制定し、親会社が指名する者の事前承認・協議・報告を要する内容を明確にしておくといった体制の整備が考えられる(注38)。

② 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

この項目は、子会社を含めたグループ内における狭義の 意味でのリスク管理体制を整備しなさいというものであ ると考えられる。

具体的には、グループにおける重要リスクの洗い出し と、リスクごとにその対応体制を明確にした規定類の整 備等の体制の整備が考えられる。

- ③ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率 的に行われることを確保するための体制 この項目は、グループ全体の目指すべき方向性とそれを
 - 実現するためのグループ内の業務分掌を明確にして、親会社と子会社間での意思疎通がスムーズに行うことのできる体制を整備しなさいというものであると考えられる。 具体的には、グループ全体の「行動規範」を定め、親会社に「グループ経営推進本部」を設置し、グループ全体の価値最大化の目標達成が実現できる体制の整備が考えられる (注39)。
- ④ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の 執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制

この項目は、グループ内におけるコンプライアンス体制を整備しなさいというものであると考えられる。

具体的には、グループ全体の「監査体制」の推進、「コンプライアンス規定」の制定とその周知、「内部通報制度」の導入と展開等が考えられる。

そして、この4項目を総合すると、整備しなければならない企業集団における内部統制システムとは、グループ内における広い意味でのリスク管理体制であると考えられる。

(2) 4項目が具体的に例示されたことの意味

企業集団における内部統制システムの整備が、親会社取

締役の善管注意義務に含まれることに関しては問題がないとしても、そもそも善管注意義務というものは抽象的なものであり、その範囲も明確に定められているわけではない。また、善管注意義務違反があったか否かは、ケースごとに個別に検討しなければならない。

ところが企業集団における内部統制システムの整備に関して、会社法施行規則改正案において「4項目」が具体的に例示されたことによって、グループにおける親会社取締役が尽くさなければならない善管注意義務の内容や範囲は、かなり明確になったということがいえるであろう。すなわち、整備しなければならない企業集団における内部統制システムの具体的指標ができたということになる。したがって親会社取締役は、同施行規則改正案に示された「4項目」に基づき、企業集団における内部統制システムを整備していれば、注意義務を尽くしたことになり、当該親会社取締役が善管注意義務違反を問われることは、原則として「ない」ということになるであろう。

ところがその一方において、グループに存在する企業集団における内部統制システムが、同施行規則改正案に例示されている「4項目」の内容を著しく欠いていたような場合には、それに関与した当該親会社取締役は、企業集団における内部統制システムの整備を怠った、すなわち、注意義務を尽くしていなかったということになり、善管注意義務違反を問われるケースもでてくるであろう。

このように考えた場合、会社法施行規則案に例示されている「4項目」こそが、親会社取締役が企業集団における内部統制システムを整備しているか否かの評価基準であるととらえることができるであろう。

また、同施行規則改正案に「4項目」が具体的に例示されたということは、もうひとつ重要な意味を含んでいる。それは、あるグループにおいて、親会社取締役が整備すべき企業集団における内部統制システムとして、当該4項目の全てあるいはそのいずれかを具体的に定めていなかったという状況下において、グループ内に不祥事が発生し、親会社に損害が生じた場合、当該親会社取締役に善管注意義務違反があったとして、任務懈怠による責任を負うケースは、増大することになるであろうということである。

なぜならば、企業集団を含めた内部統制システム整備義務が善管注意義務の一つの類型である以上、親会社取締役に善管注意義務違反による任務懈怠があったかどうかに関しては、「経営判断の原則」(注40)が適用になるが、当該4項目に関する整備がなされていない場合には、親会社取締役は、その意思決定の内容と過程において、裁量の範囲を逸脱し、著しい不合理があったと認定されるケースが高まると考えられるからである。

このことは、金融商品取引法における内部統制の規定と

のバランスを考えても導くことができる。同法24条の4の 4においては、財務報告における内部統制の有効性を評価 した「内部統制報告書」を作成、提出することが義務付け されている。そしてこの内部統制報告書は、原則として、 公認会計士の監査証明(内部統制監査)を受けなければな らないと定められている(同法193条の2第2項)。このよ うに金融商品取引法においては、上場会社は、内部統制シ ステムが構築され、それが有効に機能しているか否かとい うことを、自ら評価・報告しなければならず、しかも監査 をも受けなければならないということになっている (注41)。 このような法制度に鑑みると、会社法施行規則改正案にお いて、整備すべき企業集団における内部統制システムの具 体的項目が明示された以上、その整備に関しては、親会社 取締役が自由な裁量に基づいて行なっていれば、「よほど のことがない限り、任務懈怠と認定されることはない」と いった次元の問題にはならないであろう。

ただし、このことが、親会社取締役が企業集団における内部統制システムを整備するにあたって、裁量権が与えられないということを意味するものではない。親会社取締役が企業集団における内部統制システムを整備するにあたって、どの子会社を対象として、対象にした当該子会社をどこまで管理するのかということに関しては、子会社の位置づけ等に応じて、一定の裁量を有しながら決定をしていくことができることは当然であろう。このことは、子会社の独立性の確保という観点からも、導かれるものである。

また、同施行規則改正案に「4項目」が具体的に例示されたからといって、親会社取締役が整備しなければならない企業集団における内部統制システムの範囲が拡大したか否かということに関しては、現時点では結論を出すことはできない。具体的に示された項目はあくまで例示のものであり、解釈上はすでに整備しなければならないものとして考えられているからである。

6. 親会社取締役の子会社監督責任と企業集団 内部統制の関係

第4章において親会社取締役の子会社監督責任の法的性質とは、監督是正権を行使する主体としての適切な行使であると述べた。次に第5章においては、企業集団における内部統制システムの規定に関する平成26年会社法改正の法的意味について検討した。すなわち、当該規定が会社法本文に格上げされたことについては、現行の会社法下での規律を変えるものではないが、同施行規則改正案に「4項目」が具体的に例示されたことについては、企業集団における内部統制システム整備に関して、親会社取締役が責任を負う範囲と内容が相当程度明確になったというものである。

そして、次に検討しなければならないことは、関連して論じられることの多いこの両者がどういう関係にあるのかということである。現行の会社法下においても、同施行規則100条1項5号等の企業集団における内部統制システムの規定が、親会社取締役の子会社監督責任の法的根拠であるとする見解も存在している(注42)。

この点に関し、本稿においては以下のように考える。

親会社取締役の子会社監督責任の法的性質を,監督是正権の適切な行使であると考えた場合,当該監督是正権を適切に行使するためには,前提として親会社取締役は,グループ内の少なくとも重要な子会社の業務執行状況を的確に把握していなければならない。そして子会社の業務執行状況を把握するためには,子会社から情報収集ができる体制を整備しなければならない。すなわち,広い意味でのグループ内のリスク管理体制を整備しておく必要がある。そしてこのリスク管理体制を整備しておく必要がある。そしてこのリスク管理体制を整備しておく必要がある。そしてこのリスク管理体制を整備しておく必要がある。そしてこのリスク管理体制にそが内部統制システムであり,企業集団を含めてのその整備が,親会社取締役が当該親会社に対して負っている善管注意義務の一つの内容ということになる。

このように考えた場合,企業集団における内部統制システムの整備に関する規定は,親会社取締役の子会社監督責任の根拠規定というよりは,親会社取締役が監督是正権を適切に行使するための前提としての義務ととらえることができる。

あるいは、企業集団における内部統制システムの整備義務を親会社取締役の子会社監督責任の内容に含め、平時の際の親会社取締役の義務ととらえることも可能である。すなわち、親会社取締役の子会社監督責任の内容を平時と有事にわけて考え、平時においては、親会社の内部統制システム整備の一環として、企業集団における内部統制システムの整備を行うという位置づけも考えられる(注43)。

この場合,親会社取締役の子会社監督義務を善管注意義務ととらえ、その具体的な内容として、平時においては企業集団における内部統制システム整備義務、有事、すなわち子会社に不正・違法行為がなされている、あるいはそのおそれがあるといった場合には、親会社取締役は、監督是正権を適切に行使する義務を負っているということになるであろう。

7. さいごに

以上のとおり、本稿においては、平成26年会社法改正の 経緯を振りかえりながら、親会社取締役の子会社監督責任 の法的性質、企業集団における内部統制システムの規定が 会社法本体に定められたこと、およびそれに伴い会社法施 行規則の改正案に具体的項目が例示されたことの法的意味、そして、この両者の関係について検討を試みた。

ところが両者に関しては、本稿において取り上げた内容 以外にも検討しなければならないものが残されている。

まずは、多重代表訴訟制度が限定的とはいえ創設されたことによって、これが親会社取締役の子会社監督責任とどのような関わりをもってくるのか、ということである。多重代表訴訟とは、親会社株主による子会社取締役等の責任を追及するための制度であり、親会社取締役の子会社監督責任とは、直接関係がないようにも思える。

ところが多重代表訴訟制度が創設されたことによって、 最終完全親会社の取締役は、最終完全子会社の取締役が不 祥事をおこしたにもかかわらず、その責任を追及しない場 合には、当該親会社の株主が責任を追及することになる。 そうなると、最終完全親会社の取締役は、監督是正権を適 切に行使する主体として、その行使の前提として、最終完 全子会社の取締役が不祥事をおこさない様、より高度な善 管注意義務が要求されることになるのであろうか、という 検討課題がでてくる。すなわち、他の子会社に対するもの と比べて、最終完全子会社を対象にした整備しなければな らない企業集団における内部統制システムのレベルは、よ り高いものが求められるということになるのであろうか。

その一方において、多重代表訴訟を導入することは、親会社取締役の義務・責任を合理的な範囲に軽減する方向に作用するという考え方もある。すなわち、社会的・経済的事情によって親会社が子会社を管理することが期待できない場合には、子会社の地位は独立した会社に近似する。そのため、子会社取締役の責任について多重代表訴訟を認めるほうが、親会社取締役に子会社管理について厳格な責任を課すよりも、責任追及の懈怠可能性への対応策として合理的ではなかろうか、というものである(注44)。

また、多重代表訴訟を通じ、子会社に対する任務懈怠について責任追及がなされることによって、子会社取締役は、子会社の利益のために行動すべきことが明確になる。したがって、多重代表訴訟の対象となる子会社取締役は、親会社の指示の有無を問わず、子会社の経営に関して独立した判断を行うことが要請されることになるという見解も主張されている(iè45)。

そして,このような多重代表訴訟との関連も含めて,今後,各グループの親会社取締役は,企業集団における内部 統制システムとして,具体的にどのような体制を整備していく必要があるのであろうか,このことも避けて通ることのできない検討課題であるが,これらについては改めて別稿にて検討していきたい。

【注】

(注1) 平成26年会社法改正は、「親子会社に関する規律」の見直し以外に、「コーポレートガバナンスの強化」も主な柱となっていた。 後者に関する改正内容としては、①監査等委員会設置会社制度の創設、②社外取締役・社外監査役の要件の見直し、③社外取 締役を置いていない場合の理由の開示、④会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定、があげられる。

(注2) 会社法847条の3

「6ヵ月前から引き続き最終完全親会社等の総株主の議決権の百分の一以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の発行済株式の百分の一以上の数の株式を有する株主は、当該株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、特定責任に係る責任追及の訴えの提起を請求することができる。ただし、(省略)。」いわゆる親会社株主が子会社取締役等の責任を訴えにより追及することのできる制度である。

(注3) 会社法362条4項

「取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及び その子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」

- (注4) 部会第15回会議議事録17~18頁·塚本関係官発言
 - 部会資料16「会社法制の見直しに関する中間試案(第1次案)におけるB案ア~エ」15頁。
- (注5) 塚本英巨「平成26年改正会社法と親会社取締役の子会社監督責任」旬刊商事法務2054号28頁。
- (注6) 現行会社法における内部統制システムの整備に関する会社法本体と会社法施行規則の関係は、たとえば、会社法362条4項6号において内部統制システム整備についての決定義務が定められ、その具体的項目が会社法施行規則100条1項・3項に定められている。その具体的項目の一つとして、企業集団における内部統制システムが同施行規則100条1項5号に定められている。
- (注7) 前掲注4)

塚本関係官発言

「B案については、当部会における議論を踏まえ、新たに(注)を設けており、B案を採用して多重代表訴訟の制度を創設しないこととする場合、親会社株主の保護という観点から、親子会社に関する規律を見直すことについて、具体例を挙げた上で、なお検討することとしています。」とした上で、ア〜エの4つの具体例が示された。その中で、「アについてですが、当部会においては、子会社取締役の任務懈怠等により子会社に損害が生じた場合は、子会社の管理・監督に関する親会社取締役の責任を問えば足り、多重代表訴訟の制度を創設する必要はないとの指摘がなされています。他方で、親会社取締役が一般的に子会社又はその取締役を管理・監督する責任を負っているかどうかという点は、現行会社法上明確であると必ずしも言えないとの指摘がされています。そこで、アは、会社法第362条2項第2号等が、取締役会は、その職務として、取締役の職務の監督を行うと規定していることを参考として、取締役会は、その職務として、株式会社の子会社の取締役の職務の執行の監督を行う旨の明文の規定を設けることを例として挙げています。」

(注8) 坂本三郎・本條裕・内田修平・辰巳郁・高木弘明・宮崎雅之・塚本英巨・渡辺邦広「平成26年改正会社法の解説 (Ⅵ)」旬刊商事法務2046号11頁。

前掲注4)。

(注9) 親会社取締役会による子会社監督義務の明文化に反対する意見としては、当該提案がなされた後、当該提案について最初に議論がなされた部会第17回会議におけるだけでも以下の通り述べられている。

「(1) (取締役会は、株式会社の子会社について、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における重要性、株式の所有の態様その他の事情に応じて、その業務を監督しなければならない旨の明文の規定を設けること)の責任の明確化の意図が、現行の内部統制、あるいは親会社取締役の善管注意義務を超える責任を課すということになるのであれば、現行の枠組みを変えてしまう変更ではないかと存じます。さらに、(1)は、・・・それぞれの子会社に対してどの程度の監督を行えばその義務を遂行したことになるのかということは、不明確であります。このことから、本来裁量の範囲と評価できる場合であっても、外形上子会社に何か損害があれば、監督義務違反ということで、濫用的な訴訟提起も含め、拡大して利用されることが懸念されます。また、明文で規定を設けるとなれば、親会社への作用としまして、必要以上に子会社の経営に干渉することにもつながりかねませんので、本来期待される子会社の自主性が損なわれることになるという問題もありますし、グループ経営そのものに対する萎縮効果も懸念されます。」(同議事録14頁・杉村委員発言)。

「(1)に、『監督』という言葉が入っているため、結果的に、重要でない子会社についても積極的なモニタリング等の行為が要求されるように読み取れます。これは、子会社に裁量を与えて自由にやらせてみるという実務を否定するようなものではないかと思います。」(同議事録15頁・伊藤委員発言)。

「(1)のような明文規定を置くことの意味なのですけど、・・・親会社取締役会が監督義務を負うことを意味するのだとしますと、このような規定を設けることは、単に現行法の親会社取締役の親会社に対する善管注意義務の内容をふえんするにとどまらない、それを超えた新たな義務を課すということになるのだと思われ、・・・」(同議事録15頁・前田委員発言)。

「親子会社における監督の在り方というのは、多様であるべきであり、相当の柔軟性を確保しなければなりませんので、基本的には、グループレベルでの内部統制体制、リスク管理体制を通じてコントロールしていく、つまり、監督の在り方についてその内容にまで立ち入って法律で具体的・明確に規定するということはしないで、少なくとも組織的な対応をしてもらうという方向の義務付けをするにとどめ、後は解釈論によって対処することが適切であるように思われます。他方、監督に藉口して、

逆に、子会社に対して、子会社の経営に対する健全な監督を超えた不当な影響力の行使や指図を行うことも考えられるかと思います。」(同議事録18頁・神作幹事発言)。

「一律に定義が非常に幅広い解釈をされる『監督』という言葉を使った規定を基本法に設けることに対しては非常に抵抗感があります。それと、・・・M&Aという手段を使って、企業再編といいますか、産業を再編する必要性が求められているにもかかわらず、こういう規定が仮に法律になりますと、買収企業から見て、非常にやりづらくなることは必至です。」(同議事録21頁・安達委員発言)。

- (注10) 塚本・前掲注5) 25頁。
- (注11) 部会資料18「親子会社に関する規律に関する個別論点の検討」1頁。
- (注12)「B案の(注)のアについて、反対する意見の中には、一律の監督義務を課すことは適切ではないとの意見などが出されています。そこで、(1)では、この点を踏まえ、企業集団ごと及び子会社ごとに監督の在り方は様々であり、親会社の取締役会に一定の裁量が認められることを明らかにするために、中間試案から文言を変え、株式会社及びその子会社から成る企業集団における重要性、株式の所有の態様その他の事情に応じて、子会社を監督するものとしております。」(部会第17回会議議事録13頁・塚本関係官発言)。
- (注13) 部会資料23「親子会社に関する規律に関する残された論点の検討」1~2頁。
- (注14) 「当部会における議論を踏まえますと、現行法の解釈を会社法上の規定上も明らかにするため、本文の①及び②のとおり、親会社の取締役会は、企業集団内における子会社の位置づけ等に応じた一定の裁量を有しながら、子会社の業務を監督することをその職務とする旨の明文の規定を設けることが考えられます。他方で、当部会においては、親会社がこのような監督権限に籍口して、子会社の経営に必要以上に干渉することについての懸念が示されているほか、親会社の利益の有無にかかわらず、親会社が子会社を監督しなければならないとまではすべきではないとの指摘もされています。そこで、本文の②は、親会社の取締役会による監督は、当該親会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正の確保に必要な範囲内で、当該親会社のために行うものとしています。」(部会第20回会議議事録20頁・塚本関係官発言)。
- (注15) 部会資料25「会社法制の見直しに関する要綱案の作成に向けた検討(2)」1頁。
- (注16) 塚本・前掲注5) 26頁。
- (注17)「『企業集団業務の適正の確保』という規定の意味が明確ではないため、取締役会が何を行なえば責任を果たしたと評価できるのかを明らかにするべきではないか、この規定を設けた際には、結果責任が問われるのではないかという懸念がございます。」 (部会第22回会議議事録3頁・伊藤委員発言)。
- (注18) 「B案(株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正の確保を取締役会の職務とする)に関しては、・・・『業務の監督』という言葉又は『業務の適正の確保』という文言のいずれにしても、職務の範囲が明確でなく、親会社取締役会が現行法の解釈で認められている以上の職務を負うことになるおそれがある・・・。そこで、多重代表訴訟の制度を創設するものというA案を採用することを御提案しております。」(部会第23回会議議事録13頁・塚本関係官発言)。
- (注19) 部会第20回会議議事録20頁·塚本関係官発言。
- (注20) 部会第22回会議議事録5頁·坂本幹事発言。
- (注21) 坂本・本條・内田・辰巳・高木・宮崎・塚本・渡辺・前掲注8) 11頁。
- (注22) 塚本・前掲注5) 27頁。
- (注23) 部会第20回会議議事録20~21頁·杉村委員発言。
- (注24) 部会第20回会議議事録21~22頁·伊藤委員発言。
- (注25) 塚本・前掲注5) 27頁。
- (注26) 塚本・前掲注5) 28頁。
- (注27) 塚本・前掲注5) 29頁。
 - 岩原=坂本=三島=斎藤=仁科「改正会社法の意義と今後の課題(下)」5頁・岩原発言。
- (注28) 拙稿「<判例研究>子会社管理・救済における親会社取締役の責任が認められた事例―福岡魚市場株主代表訴訟事件」金沢星 稜大学論集第47巻第2号18頁。
- (注29) 拙稿・前掲注28) 18頁。
- (注30) 部会第20回会議議事録22頁·中原幹事発言。
- (注31) 部会第22回会議議事録5頁·藤田幹事発言。
- (注32) 東京地判平成13 (2001) 年1月25日判例時報1760号144頁。

事件の概要としては、野村證券の米国における完全孫会社が、米国証券取引委員会規制によって維持すべきとされる自己資本金額を維持せず、また、不正確な定期報告書をニューヨーク証券取引所に提出したとして、1990年8月8日に18万米ドルの課徴金を課され、さらに同様の違法行為について1995年10月25日、100万米ドルの課徴金を課された。これに関し、当該完全孫会社の損失はそのまま野村證券の損失になるとして、野村證券の株主が、同社の取締役を相手どって、株主代表訴訟を提起した事案である。

(注33) 部会第20回会議においても、藤田幹事より、以下のような見解が示されている。 「会社を超えてはいかなる監視義務もないのだというふうな解釈をした裁判例が現にかってありました。東京地判平成13年1月 25日ですが、そういう解釈は、今の会社法ではもう生きていないのだと、持株会社化が進んだ今日、そういう解釈論はそのま

まは維持されていないのだということは、確認されたほうがいい気がします。」部会第20回会議議事録26頁。

(注34) 塚本・前掲注5) 29頁。

- (注35) 部会第20回会議議事録20頁·塚本関係官発言。
- (注36) 部会第22回会議議事録2頁·塚本関係官発言。
- (注37) 塚本·前掲注5) 28頁。
- (注38) 高橋栄治「企業集団における内部統制」ジュリスト1452号(有斐閣, 2013年) 26頁。
- (注39) 高橋・前掲注38) 26頁。
- (注40) 取締役の業務執行が不確実な状況で迅速な決断を迫られる場合が多いこと等から、「行為当時の状況に照らして合理的な情報収集・調査・検討等が行われたか、および、その状況と取締役に要求される能力水準に照らし、不合理な判断がなされなかったか否かを基準になされるべきであり、事後的・結果論的な評価がなされてはならない」というように、取締役によってなされた意思決定の適否を評価するための原則である(江頭憲治郎『株式会社法(第2版)』428頁〈2008年、有斐閣〉)。
- (注41) 拙著『グループ経営の法的研究―構造と課題の研究』(法律文化社, 2012年) 85頁。
- (注42) たとえば、小林秀之『内部統制と取締役の責任』(学陽書房、2007年) 15頁。
- (注43) 塚本・前掲注5) 30頁。
- (注44) 加藤貴仁「企業グループのコーポレート・ガバナンスにおける多重代表訴訟の意義(下)」旬刊商事法務1927号38頁。
- (注45) 加藤貴仁「企業グループのコーポレート・ガバナンスにおける多重代表訴訟の意義(上)」旬刊商事法務1926号8頁。